千歳川は、その流域に江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、空知郡南幌町及び夕張郡長沼町の４市２町を擁する治水上重要な河川であるが、その流域は年平均降水量が約1,500㎜に達しており、石狩川流域の中では比較的多雨な地域であるとともに、石狩川と合流する下流部から中流部は、河床勾配が極端に緩くなっていることなどから、石狩川の洪水時に高い水位の影響を受ける区間（以下「背水区間」という。）が長く、洪水継続時間も長時間に及び、台風による豪雨の際などには、洪水による浸水被害がたびたび発生している。昭和56年８月上旬の台風12号に伴う豪雨では、被害家屋2,683戸、浸水面積192.0㎢の戦後最高水位の洪水に見舞われたほか、近年では、平成13年９月に発生した秋雨前線及び台風15号に伴う洪水により、被害家屋27戸、浸水面積31.4㎢に及ぶ内水被害が発生している。

千歳川の治水対策は、平成16年６月に石狩川水系河川整備基本方針が策定されたのを受け、平成17年４月に石狩川水系千歳川河川整備計画（以下「整備計画」という。）が策定（平成27年３月変更）され、整備計画に基づき、昭和56年８月上旬の洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である裏の沢における水位をＴ．Ｐ．（東京湾中等潮位）＋9.27m以下に低下させることを目標として、順次河川改修が実施されているところである。

本件事業は、河床勾配が緩く、洪水継続時間が長時間に及ぶことなどから、水害の危険性が極めて高い背水区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された遊水地群を整備する事業であり、本件事業の完成により、背水区間の流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成22年３月及び平成27年３月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令に定められた基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成22年３月及び平成27年３月に、任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるマガン、ヒシクイ及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているチュウヒ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンミズシタダミ等、準絶滅危惧として掲載されているゴマシジミ北海道・東北亜種、ヒョウモンチョウ東北以北亜種等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているクロミサンザシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヤマタニタデ等、準絶滅危惧として掲載されているミズアオイ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、チュウヒについては、営巣が確認されていることなどから、モニタリング調査を実施するとともに、繁殖期間中における低騒音型機械の使用、営巣環境の創出等の保全措置を行うこととしている。ゴマシジミ北海道・東北亜種及びヒョウモンチョウ東北以北亜種については、生息環境の一部が改変されることから、専門家の指導助言を受け、食草の移植等の保全措置を講ずることとしている。ヤマタニタデ、ミズアオイ等については、一部の生育地が改変されることから、専門家の指導助言を受け、移植等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、このうち２箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、残る１箇所についても、現在発掘調査中であり、今後記録保存の措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河床勾配が緩く、洪水継続時間が長時間に及ぶことなどから、水害の危険性が極めて高い背水区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として、取得面積を最小に抑え、限られた面積で最大限の洪水調節容量が確保されるよう、現況地盤を掘削する方式により、湛水量45,400,000㎥、施工面積1,150haの遊水地群を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、遊水地設置案（以下「申請案」という。）、引堤案、新水路掘削案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、移転対象物件数が最も少なく、通常時の流水や河道状況が著しく変化する引堤案に対し、河道内の施工が無いことから河川環境へ与える影響が小さいこと、橋梁工事等の件数が少ないことなどから施工期間が最も短く早期に公益を発揮できること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。なお、本件事業の建設位置についても、治水計画及び周辺地域への影響の観点から合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、河床勾配が緩く、洪水継続時間が長時間に及ぶことなどから、水害の危険性が極めて高い背水区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、千歳川流域の住民で構成される千歳川治水対策促進連合期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道江別市建設部土木事務所